

# 学校いじめ防止基本方針

箕輪町立箕輪西小学校

令和5年7月（改正）

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題である。

平成 25 年 9 月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）が制定され、同時に、文部科学大臣名で「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めた。これを受け、長野県教育委員会は「いじめ防止等のための基本的な方針」を定め、箕輪町でも「箕輪町いじめ防止基本方針」を策定した。

箕輪西小学校は、上記の方針をうけ、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、それに基づき、学校長のリーダーシップのもと「いじめ防止等の対策のための組織」を中核に協力体制を確立し、教育委員会と連携のうえ、「いじめ防止等の取組」を推進する。

## 一 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 児童が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 児童を大勢の大人の目で見守るとともに、児童や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

### 2 いじめの定義について

いじめの定義は、法第 2 条において次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなものを具体的ないじめの態様ととらえる。

- ※ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ※ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ※ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ※ 金品をたかられる。
- ※ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ※ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ※ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など。

## 二 箕輪西小学校の取組

### 1 いじめ防止に対する基本的な考え方

- いじめは、人間として絶対に許されない
- みんなで！オープンに！自然体で！声をかけよう！その子の良さをはぐくもう！
- 子ども、保護者の立場に立って。スピード、事実把握、連携の3つを大事に！
- いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る
- 本人がいじめと感じれば、それはいじめである

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 組織の設置

法第22条に基づき、箕輪西小学校はいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ不登校対策委員会をもっていじめの防止等の対策のための組織とする。

#### (2) 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### (3) 組織の構成

いじめ不登校対策委員会の構成員を常勤の構成員とし、外部機関等の専門的知識や経験を有する第三者を非常勤の構成員とする。

- 常勤：学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、研究主任、養護教諭、（学級担任）
- 非常勤：PTA会長、学校評議員、人権擁護委員、スクールカウンセラー、箕輪町交番

### 3 いじめ防止のための取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- 授業を通して
  - ・安心、集中して取り組むための教室環境整備をする。
  - ・発言の仕方等、学び方の指導による規律ある学習活動を展開する。

- ・ 道徳教育の充実と「なかよし週間」を中核とした人権教育の充実で、人権意識の高揚を図る。

#### ○教育活動全体を通して

- ・ 年間を通じた青空班（縦割り班）での活動により、異学年と交流する機会を多くもち、多様な価値観を認め合ったり、相手意識をもった言動ができるようにする。
- ・ 人権教育に関わり、講師を招いた講演会を開催し、保護者への啓発をすすめる。

#### ○「グレードアッププラン」の推進を通して

- ・ 特にプランFについては、PTA総会で学校長から保護者に具体的な説明を行う。児童の自己肯定感を育むために、「勇気づけの達人」になるための具体策を共有する。
  - ① 「ありがとう」「うれしいな」「助かったよ」を口癖にしましょう。
  - ② 子どもの話にきちんと耳を傾けましょう。
  - ③ 「ないもの探しからあるもの探し」の目を持ちましょう。

### (2) いじめの早期発見の取組

#### ○人権感覚研鑽のための研修

- ・ 日常的な児童とのコミュニケーションから、職員がいじめの芽を見つけ出すことができるよう、職員研修を実施する。

#### ○実態把握のための調査等

- ・ 定期的にいじめに関する調査（アンケート）をし、実態を把握する。
- ・ 西小タイムを活用し、相談の時間を設定し児童と向き合う時間を確保する。
- ・ Q-U検査を実施し、個々の結果について職員会で検討する。
- ・ 主に教頭が窓口となり、通学パトロール、民生児童委員、学校評議員の皆様からの情報を受け入れる。

#### ○相談窓口の設置と周知

- ・ 保健室（養護教諭）を「なやみごとそうだんしつ」とし、常時相談を受け付けていることを、学校だよりで保護者や地域の方にもお知らせする。
- ・ 教頭を通じてのスクールカウンセラーとの面談や、特別支援コーディネーターを通じての面談を実施する。

### (3) いじめへの対応

#### ○対応の基本

いじめについての訴えや情報は、直ちに学校長に報告する。訴えや情報を軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく的確に対応する。

＜いじめの可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合＞

- ・ 学校長はいじめ不登校対策委員会を招集する。
- ・ 情報収集、事実確認を委員会で組織として対応する。
- ・ その事案がいじめか否かの判断を委員会で行う。

＜いじめがあることが確認された場合＞

- ① いじめとされた行為（暴力、言葉等による）を完全に止める。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ④ 町教育委員会へ報告し、必要に応じて外部機関と連携を図る。

### (3) ネット上のいじめへの対応

#### ネットいじめにはどのようなものがあるか

##### 《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。《メールでの「ネット上のいじめ」》
- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

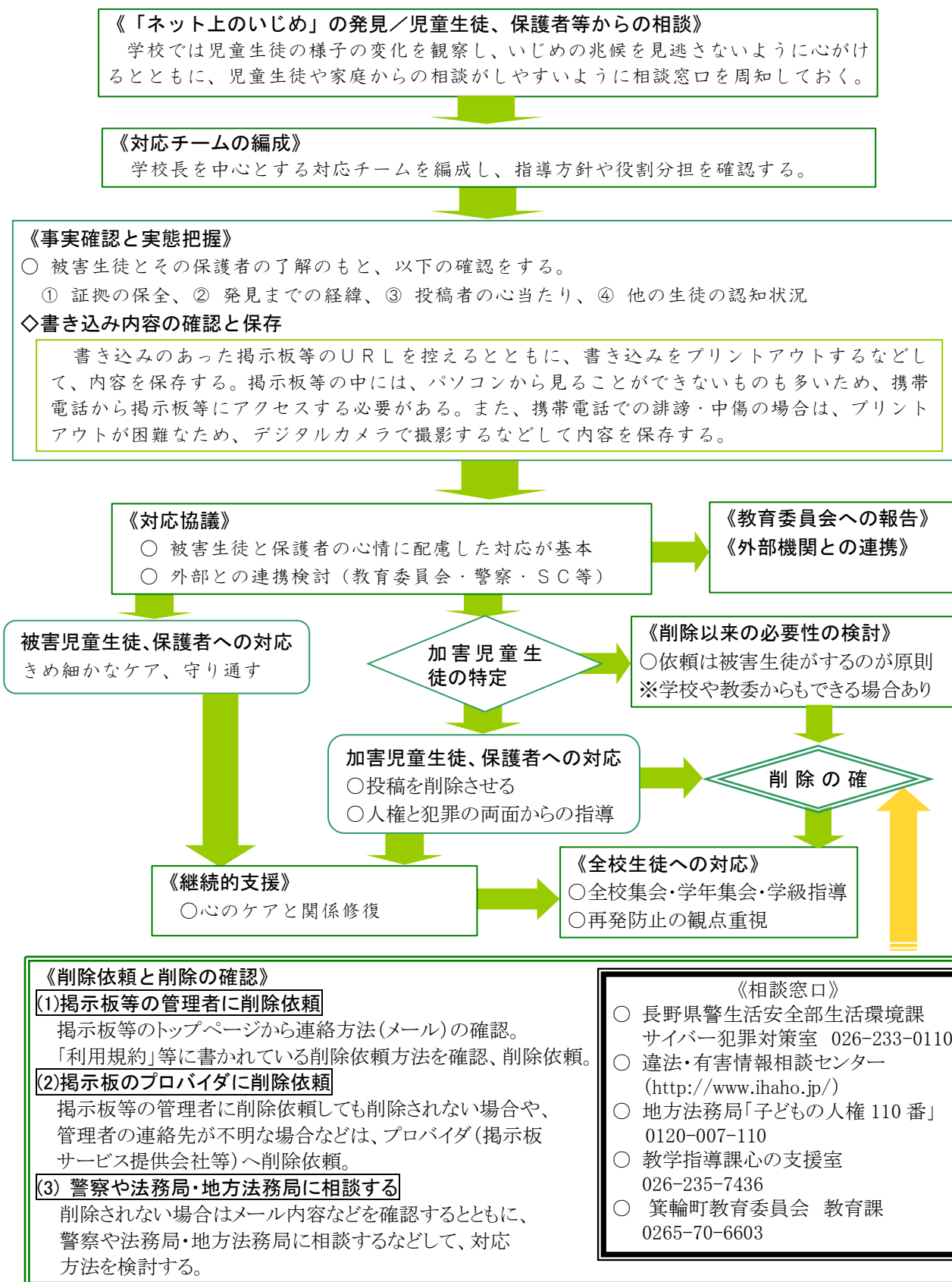
#### ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

・箕輪町いじめ防止基本方針における対応手順に則って迅速に対応する。（下図参照）

## 【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



## 4 重大事態への対応

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
  - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
    - 例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
  - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

### 《これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例》

(平成29年3月文部科学省 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

#### ①児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

#### ②心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

※ ○心的外傷後ストレス障害と診断された。

- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

※ ○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

#### ③金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

#### ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

※この事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

## (1) 報告と初期対応

- 重大事態が発生した場合は速やかに箕輪町教育委員会に報告する。
- 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を立ち上げる。
- ・ 関係児童生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

## (2) 事案の調査

### 〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、箕輪町教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

### 〈組織の構成〉

◎「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体とする。

- ・ 管理職
- ・ 教務主任
- ・ 学級担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導担当
- ・ 養護教諭、
- ・ 教育相談係主任
- ・ 関係教職員（部活顧問等） 等

必要に  
応じて  
メンバ  
ーを拡  
充

□必要に応じて、

- 心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者
  - ・ スクールカウンセラー
  - ・ スクールソーシャルワーカー
- その他の関係者
  - ・ スクールサポーター
  - ・ 保健師
  - ・ 学校評議員
  - ・ 民生委員
  - ・ 弁護士
  - ・ 医師 等を拡充する。

### 〈いじめられた児童生徒からの聴き取り〉

- ・ いじめられた児童生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

### 〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。



## ＜調査結果の報告＞

### ＜いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供＞

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

### ＜調査結果の報告＞

調査結果については、箕輪町教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

## ＜留意事項＞

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も想定される。そのため、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に特に留意する。